

議案第14号

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表庶務課の項中 「学校ICT環境整備担当係長」を「教職員係」に
教職員係 「学校ICT係」

改め、同表教育人事企画課の項を次のように改める。

教育人事・指導課

教育人事係

人事企画担当係長

学校問題対応支援係

第2条の表学務課の項中 「保健給食係」を「保健給食係」に改める。
保健給食係 「学校給食費担当係長」

第3条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「特別支援教育課」を「教育人事・指導課及び特別支援教育課」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 教育人事・指導課に統括指導主事を置く。

第4条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「専門的職務」を「専門的な職務」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「特別支援教育課」を「教育人事・指導課及び特別支援教育課」に、「専門的職務」を「専門的な職務」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、教育人事・指導課の事務に係る学校教育に関する専門的な職務に従事する。

第5条の表庶務課の部学校ICT環境整備担当係長の項を削り、同部に次のように加える。

学校ICT係

- (1) 区立学校の情報通信技術に係る計画及び調整等に関すること。
- (2) 区立学校の情報セキュリティに関すること。
- (3) 区立学校の情報システムに係る整備及び維持管理に関すること。
- (4) 区立学校校務基盤システムの再構築に関すること。

(5) 区立学校におけるICT活用に係る計画及び調整に関すること。

第5条の表教育人事企画課の部中「教育人事企画課」を「教育人事・指導課」に改め、同部教育人事係の項第1号中「(学校教育職員を除く。)」を削り、同項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「担当係長」を「係等」に改め、同号を同項第4号とし、同部人事企画担当係長の項第1号中「学校教育の施策」を「学校教育職員及び幼稚園教育職員(以下「学校教育職員等」という。)の人事制度」に、「、立案」を「及び立案」に改め、同項第2号中「学校教育職員」を「学校教育職員等」に改め、同部に次のように加える。

学校問題対応支援係

- (1) 区立学校における安全指導及び生活指導に関すること。
- (2) 区立学校における課題解決支援に関すること。
- (3) 教育SAT事業に関すること。
- (4) いじめ問題に関すること。

第5条の表学務課の部保健給食係の項の次に次のように加える。

学校給食費担当係長

- (1) 学校給食費の収納及び管理に関すること。

第5条の表学務課の部公会計化準備担当係長の項第1号中「学校給食費等」を「学校徴収金」に改める。

別表第1教育政策担当部長の項を削る。

別表第2学校ICT担当課長の項中「学校ICT環境整備担当係長」を「学校ICT係」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>第2条 事務局の組織は次のとおりとする。</p> <p>庶務課 庶務係 法規担当係長 計画担当係長 経理係</p> <p>教職員係 学校ICT係 教育人事・指導課 教育人事係 人事企画担当係長 学校問題対応支援係</p> <p>学務課 学事係 就学奨励担当係長 保健給食係 学校給食費担当係長 公会計化準備担当係長 児童健康支援担当係長 (次長、課長等の職)</p> <p>第3条 略 2～10 略 11 教育人事・指導課に統括指導主事を置く。 12 教育人事・指導課及び特別支援教育課に指導主事を置く。 13 略 (職員の職責)</p> <p>第4条 略 2～8 略 9 統括指導主事は、上司の命を受け、指導主事を統括し、教育人事・指導課</p>	<p>第2条 事務局の組織は次のとおりとする。</p> <p>庶務課 庶務係 法規担当係長 計画担当係長 経理係 学校ICT環境整備担当係長 教職員係</p> <p>教育人事企画課 教育人事係 人事企画担当係長</p> <p>学務課 学事係 就学奨励担当係長 保健給食係</p> <p>公会計化準備担当係長 児童健康支援担当係長 (次長、課長等の職)</p> <p>第3条 事務局に次長（以下「事務局次長」という。）を置く。 2～10 略 11 特別支援教育課に指導主事を置く。 12 略 (職員の職責)</p> <p>第4条 略 2～8 略</p>

新	旧
<p><u>の事務に係る学校教育に関する専門的な職務に従事する。</u></p> <p>10 指導主事は、上司の命を受け、教育人事・指導課及び特別支援教育課の事務に係る学校教育に関する専門的な職務に従事する。</p> <p>11 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育事業の総合政策に関する事務及び社会教育に係る専門的な職務に従事する。</p> <p>12 略 (各課、係等の分掌事務)</p> <p>第5条 事務局の各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>庶務課 庶務係 略 法規担当係長 略 計画担当係長 略 経理係 略</p> <p>教職員係 略</p> <p>学校ICT係</p> <p>(1) <u>区立学校の情報通信技術に係る計画及び調整等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>区立学校の情報セキュリティに関すること。</u></p> <p>(3) <u>区立学校の情報システムに係る整備及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>区立学校校務基盤システムの再構築に関すること。</u></p> <p>(5) <u>区立学校におけるICT活用に係る計画及び調整に関すること。</u></p> <p>教育人事・指導課 教育人事係 (1) 教職員_____及び指導主事の身分取扱いに関すること。</p>	<p>9 指導主事は、上司の命を受け、特別支援教育課の事務に係る学校教育に関する専門的職務に従事する。</p> <p>10 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育事業の総合政策に関する事務及び社会教育に係る専門的職務に従事する。</p> <p>11 略 (各課、係等の分掌事務)</p> <p>第5条 事務局の各課、係等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>庶務課 庶務係 略 法規担当係長 略 計画担当係長 略 経理係 略</p> <p>学校ICT環境整備担当係長</p> <p>(1) <u>区立学校の情報通信技術に係る計画及び調整等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>区立学校の情報セキュリティに関すること。</u></p> <p>(3) <u>区立学校の情報システムに係る整備及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>区立学校校務基盤システムの再構築に関すること。</u></p> <p>教職員係 略</p> <p>教育人事企画課 教育人事係 (1) 教職員<u>(学校教育職員を除く。)</u>及び指導主事の身分取扱いに関すること。</p> <p>(2) <u>学校教育職員の任免その他の人事に関すること(他の係等に属するものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>区立学校に置く主任等の発令及び報告に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校司書、補助教員等の採用、配置及び育成に関すること。</u></p>

新	旧														
<p>(2) 略 (3) 略 (4) 課内他の係等 に属さないこと。 人事企画担当係長 (1) 学校教育職員及び幼稚園教育職員（以下「学校教育職員等」という。）の人事制度の企画及び立案に関すること。 (2) 学校教育職員等の任免その他の人事に関すること。 (3) 略 学校問題対応支援係 (1) 区立学校における安全指導及び生活指導に関すること。 (2) 区立学校における課題解決支援に関すること。 (3) 教育SAT事業に関すること。 (4) いじめ問題に関すること。</p> <p>学務課 学事係 略 就学奨励担当係長 略 保健給食係 略 学校給食費担当係長 (1) 学校給食費の収納及び管理に関すること。 公会計化準備担当係長 (1) 学校徴収金の公会計化に係る検討及び調整に関すること。 児童健康支援担当係長 略</p>	<p>(5) 略 (6) 略 (7) 課内他の担当係長に属さないこと。 人事企画担当係長 (1) 学校教育の施策 _____の企画、立案 に関すること。 (2) 学校教育職員の任免その他の人事に関すること。 (3) 略</p> <p>学務課 学事係 略 就学奨励担当係長 略 保健給食係 略</p> <p>公会計化準備担当係長 (1) 学校給食費等の公会計化に係る検討及び調整に関すること。 児童健康支援担当係長 略</p>														
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校整備・支援担当部長</td> <td>学校整備課及び学校支援課が所掌する事務</td> </tr> <tr> <td>生涯学習担当部長</td> <td>生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当事務	学校整備・支援担当部長	学校整備課及び学校支援課が所掌する事務	生涯学習担当部長	生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策担当部長</td> <td>教育人事企画課、杉並区立済美教育センター及び杉並区立就学前教育支援センターが所掌する事務</td> </tr> <tr> <td>学校整備・支援担当部長</td> <td>学校整備課及び学校支援課が所掌する事務</td> </tr> <tr> <td>生涯学習担当部長</td> <td>生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当事務	教育政策担当部長	教育人事企画課、杉並区立済美教育センター及び杉並区立就学前教育支援センターが所掌する事務	学校整備・支援担当部長	学校整備課及び学校支援課が所掌する事務	生涯学習担当部長	生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務
名称	担当事務														
学校整備・支援担当部長	学校整備課及び学校支援課が所掌する事務														
生涯学習担当部長	生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務														
名称	担当事務														
教育政策担当部長	教育人事企画課、杉並区立済美教育センター及び杉並区立就学前教育支援センターが所掌する事務														
学校整備・支援担当部長	学校整備課及び学校支援課が所掌する事務														
生涯学習担当部長	生涯学習推進課及び杉並区立中央図書館が所掌する事務														
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当事務			<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当事務								
名称	担当事務														
名称	担当事務														

新	旧
学校 I C T 担当課長 学校 I C T 係 が所掌する事務	学校 I C T 担当課長 学校 I C T 環境整備担当係長 が所掌する事務